

令和5・6年度

窓口申請用

建設工事等競争入札参加資格審査 (追加申請)の手引き 【共通版】

- ※ この手引きは、令和4年10月21日付け告示第58号、令和5年3月23日付け告示第14号の内容の詳細を定めたものです。窓口申請をされる方は、この手引きをよく御確認のうえ、誤り・記入漏れ等がないように十分に御注意ください。
- ※ 手書きの場合は、楷書体でハッキリと記入してください。
- ※ 窓口申請が可能なのは、江田島市内に本店（本社）又は契約権限を有する営業所を有する方のみです。
江田島市外業者の方は、機器の不具合など、やむを得ない場合を除き、電子申請を行ってください。

江 田 島 市

目 次

	ページ
第1 資格審査の申請手順等	
1 資格審査	2
2 申請書類の提出先及び提出期間	2
3 申請資格	2
4 必要な経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	5
5 入札参加資格の認定・通知・取消し等	5
6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）	6
7 提出方法及び注意事項等	8
8 個人情報の保護	8
第2 提出書類の記入要領	
1 共通事項	9
2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その1）〕 ..	9
3 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その2）〕 ..	11
4 委任先に関する調書〔様式第2号〕	15

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

江田島市が令和5年度及び6年度に発注する建設工事等（建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 申請書類の提出先及び提出期間

申請者の区分	提出先・受付時間
市内業者 （江田島市内に本店（本社）又は契約権限を有する営業所を有する者）	〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市総務部財政課（江田島市役所本庁3階） 【受付時間】 〔 午前 9:00～12:00 〕 〔 午後 1:00～ 5:00 〕 （土・日・祝祭日を除く。）

提出期間

令和5年4月3日（月）から令和6年9月17日（火）まで

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者（別表参照）

ウ 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者

エ ウで定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者

オ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに江田島市税の滞納がある者

キ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者

ク 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに国税（消費税及び地方消費税）の滞納がある者

ケ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者

コ 次の a から c までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

サ 申請しようとする業種について、申請日時点において、既に令和3・4年度の入札参加資格の認定を受けている者

シ 申請しようとする業種について、令和5・6年度に入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く）。

建設業者等指名除外要綱等により、江田島市の指名除外等の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。

また、会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

入札参加資格審査の申請に係る資格の区分について

別表

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

4 必要な経営事項審査の結果通知書等の審査基準日

今回の窓口申請で使用できる経営事項審査（以下「経審」という。）総合評定値通知書の審査基準日は、入札参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものである必要があります。

なお、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※1 「審査基準日」とは、次のとおりです。（以下同じ）

- ・ 経営事項審査を申請する日の直前の営業年度終了の日
- ・ 合併時、譲渡時、分割時（以下「合併時等」という。）経審など特殊経審の場合は合併時等

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受付できませんので御注意ください。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

5 入札参加資格の認定・通知・取消し等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格の認定をしたときは、有資格者名簿を江田島市ホームページに掲載することで、通知に代えるものとします。

ただし、江田島市内業者については、申請者に通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び、入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和7年5月31日まで有効です。ただし、この資格は令和7年度においても、その年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業務の登録の取消し等により登録がなくなった場合は、当該業務の入札参加資格は失効します。

6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	資格審査申請書等	申請者	注意事項
		市内業者	
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【様式第1号】	○	
2	委任先に関する調書【様式第2号】	○	・江田島市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を二つだけ記入してください
3	建設業許可申請書の写し	△	・更新手続中の場合のみ提出。 ・直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表）の写し。
4	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○	
5	江田島市の市税について滞納がないことを江田島市長が証した書面（写しも可）	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・江田島市内に営業所等がないなどのため、江田島市に税金を納める必要のない場合には必要ありません。
6	広島県の県税について滞納がないことを県税事務所長が証した書面（写しも可）	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に税金を納める必要のない場合には必要ありません ・県税のページ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html ・県税及び地方法人特別税について滞納がない旨の納税証明書を取得してください。
7	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2及びその3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm を参照してください。
8	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	・加入している者のみ提出してください。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
9	エコアクション21の認証・登録を示す認証・登録証の写し	△	・広島県内の建設業法上の営業所等が、認証・登録している者のみ提出してください。 ・経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。
10	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	・広島県内の建設業法上の営業所等が、合格証を受けている者のみ提出してください。 ・経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。
11	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率2.3%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△	・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。） 注

12	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
13	協力雇用主登録証明書の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（Tel082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。 ・<u>証明書発行の申請方法は、郵送のみ</u>です。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・84円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 <p>〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛</p>
14	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（Tel082-511-0110）にお問い合わせください。
15	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出してください。
16	誓約書【様式第3号】	○	
17	印鑑証明書（写しも可）	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・会社・法人にあつては、会社・法人登記を管轄する法務局で発行されたもの、又は個人にあつては、住所地の市区町村長が発行したものを提出してください。
18	商業・法人登記簿謄本、登記事項証明書（代表者事項証明書を含む）又は身分証明書（写しも可）	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・登記事項証明書については、商業・法人登記情報交換システムにより、最寄りの登記所から他の登記所管轄の会社・法人のものを取得することもできます。なお、コンピュータで管理されていない登記簿の謄本・抄本については、会社等の本店又は支店の所在地を管轄する登記所（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html）でのみ取得することができます。 ・身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもので、申請者の本籍地を管轄する各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。
19	受付票送付用封筒	△	<ul style="list-style-type: none"> ・受付が完了したことを確認したい場合、提出してください。 ・長形3号の封筒に申請者名と住所を記入し、84円切手を貼付してください。

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

注 「11 障害者の雇用状況」について

雇用義務の有無	要件	提出書類（市に提出）
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労

4 3条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.3%）を達成した者	働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①・②が両方必要。ともに写しで可。） ①本人の身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

7 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

資格審査申請書等1部

(2) 提出方法

内容を説明できる人が提出場所に持参してください。又は郵送（必着）

(3) 注意事項

ア 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事実について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあるので十分注意してください。

イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号[B]に記入する申請事務担当者が保管してください。

ウ 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。

エ 提出書類については、6の「提出書類一覧表」の順番（19を除く）に並べてパンチ穴を開けて提出してください。ファイル等に綴じないでください（ホッチキス留めは厳禁です）。

オ 申請を依頼される場合には、申請者が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。（受付中に電話での確認等を行いますと、多くの方に迷惑がかかります。御協力ください。）

カ 入札参加資格申請に関する申請書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。

8 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、建設業法上の主たる営業所（本店・本社）で作成して提出してください。
したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。
また、登記簿上の本店と主たる営業所が異なる場合は、両方を併記してください。
- (3) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除いて、申請日を基準日として作成してください。
- (4) 申請書類の記入については、ペン・ボールペンで行っていただくほか、シートに内容を入力後、プリントアウトした紙での申請も可能です。
なお、電子媒体による申請はできませんので、A4版用紙に出力してから提出してください。
- (5) 各様式の中の「許可番号」欄については、許可番号を右詰めで記入してください。
- (6) 「※」の欄には何も記入しないでください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その1）〕

(1) 「01 法人番号」の欄

法人の場合、国税庁から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、指定された法人番号を記入してください。

個人の場合（法人番号の指定対象になっていない方）は空白としてください。

(2) 「02 現在の建設業の許可番号」の欄

ア 申請日現在、許可を受けている最新の**建設業の許可番号**、**許可年月日**を記入してください。

イ カラムの中は、右詰めで、余白を0で埋めて記入してください。

(例) 広島県知事許可「第99999号」の方の許可年月日が平成30年9月30日の場合、

〈大臣・知事コード〉欄には「

3	4
---	---

」と、〈許可番号〉欄には「

0	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

」と、

〈（最新の許可年月日）平成〉欄には「

4	3	0	年	0	9	月	3	0	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」と記入してください。元号は「平成→4、令和→5」で記入してください。

大臣・都道府県知事コード

国土交通省	00	群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30	福岡県	40
北海道	01	埼玉県	11	岐阜県	21	鳥取県	31	佐賀県	41
青森県	02	千葉県	12	静岡県	22	島根県	32	長崎県	42
岩手県	03	東京都	13	愛知県	23	岡山県	33	熊本県	43
宮城県	04	神奈川県	14	三重県	24	広島県	34	大分県	44
秋田県	05	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	宮崎県	45
山形県	06	富山県	16	京都府	26	徳島県	36	鹿児島県	46
福島県	07	石川県	17	大阪府	27	香川県	37	沖縄県	47
茨城県	08	福井県	18	兵庫県	28	愛媛県	38		
栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39		

(3) 「03 (旧) 建設業の許可番号」の欄 (許可番号に変更がない方は記入しないでください。)

ア 平成28年11月1日以降、次の事由により、許可番号を変更した方は、変更前の旧許可番号を記入してください。

(ア) 許可換え新規：有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請し、許可番号が変更した場合

(例) 大臣許可 ⇒ 知事許可, 知事許可 ⇒ 大臣許可

(イ) 更新切れなどにより、建設業の許可番号が変更した場合

(ウ) 平成28年11月1日以降、複数回許可番号が変更した場合

「03」の枠内には直前の許可番号を記入し、枠外右にその他の許可番号を新しい順に朱書きで記入し、その旨申し出てください。

(例) 広島県知事許可第44444号→国土交通大臣許可第55555号→現在広島県知事許可第99999号の場合

〈大臣・知事コード〉	0	0	〈旧許可番号〉	0	5	5	5	5	5	3	4	0	4	4	4	4	4
------------	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

イ 平成28年11月1日以降、合併、事業譲渡、又は分割により、広島県の入札参加資格の承継認定又は再認定を受けた者で、合併により消滅した会社、事業の譲渡者又は分割元の会社（以下、「消滅会社等」という。）が平成28年11月1日以降に広島県の入札参加資格を有していた場合に限り、消滅会社等の許可番号を記入し、枠外右に朱書きで「承継」又は「再認定」と記入してください。

(例) 広島県知事許可第55555号（合併により消滅）→広島県知事許可第99999号（承継を受けた）の場合

〈大臣・知事コード〉	3	4	〈旧許可番号〉	0	5	5	5	5	5	承継
------------	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	----

複数の会社による合併等の場合で、複数の会社が条件を満たす場合には、2つ目以降の許可番号は枠外に朱書きで記入してください。

具体的な記入方法は「ア」を参考にしてください。

※ 現に許可番号の変更があって、「03」欄に記載のない者は、過去の工事成績点等が認定から漏れる恐れがありますので、変更があった場合には必ず記載してください。

※ 「承継」「再認定」の場合を除き、法人としての継続性がない場合には記載しないでください。

(4) 「04 経営事項審査申請書記載の許可番号」の欄

ア 提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている許可番号と、「02」で記載した許可番号が異なる場合にのみ記入してください。（申請と経営事項審査の許可番号とが一致している場合は記入しないでください。）

イ 記入要領は、(2)イを参照

※ 「04」に記載する場合には必ず「03」にも記載することとなります。

(5) 「05 債権者コード」の欄

記入の必要はありません。

(6) 「06 主たる営業所の電話番号」、 「07 FAX番号」の欄

建設業法上の主たる営業所の電話番号及びFAX番号を、市外局番から左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「-（ハイフン）」で結んでください。

(7) 「08 Eメールアドレス」の欄

ア 建設業法上の主たる営業所のメールアドレスを左詰めで記入してください。

イ 業務上の連絡に対応できるアドレスを記入してください。

ウ 「大文字」、「小文字」、「-（ハイフン）」、「_（アンダーバー）」、「.（ドット）」等は、明確

に記入してください。

エ **必ず「主たる営業所」のアドレスを記入してください。**「主たる営業所」においてEメールアドレスがない場合は記入不要です。

(営業所が連絡先になる場合は、「様式第2号 委任先に関する調書」に記入してください。)

(8) 「09 Eメールアドレス区分」の欄

「08」で記入したEメールアドレスの用途の別を記入してください。

(9) 「10 県内営業所の有無」の欄

県内に建設業法上の従たる営業所がある場合のみ「1」を記入し、県内に営業所がない場合は、記入する必要はありません。

(10) 「11 提出する経営事項審査申請書の審査基準日」の欄

提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている審査基準日を右詰めで記入してください。

(例) 令和3年5月31日の場合 →

5	0	3	年	0	5	月	3	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号は「平成→4, 令和→5」で記入してください。

(11) 「12 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄

入札参加資格の審査を希望する業種について、許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を略号で示されている該当する欄に記入してください。

【業種の略号一覧】

土木工事業 (土)	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)
プレストレストコンクリート (プ)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鋼橋上部 (橋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	鉄筋工事業 (筋)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	舗装工事業 (舗)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	しゅんせつ工事業 (し)	建具工事業 (具)
法面処理 (法)	板金工事業 (板)	水道施設工事業 (水)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	消防施設工事業 (消)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	清掃施設工事業 (清)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	解体工事業 (解)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	

※ プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事における一般建設業又は特定建設業の区分を記入してください。

(12) 「13 街路樹剪定士資格を有する者の有無」の欄 (添付書類あり)

「12」で造園工事業を希望する者で、街路樹剪定士資格の登録を受けた技術者を有する場合は「1」を記入し、有さない場合は、記入する必要はありません。

(13) 「14 建設業労働災害防止協会加入の有無」の欄 (添付書類あり)

加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は、記入する必要はありません。

(14) 「15 測量及びコンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無」の欄

提出がある場合は「1」を記入し、提出がない場合は、記入する必要はありません。

3 一般競争 (指名競争) 入札参加資格審査申請書 [様式第1号 (その2)]

(1) 「16 エコアクション21の認証又は18 ISO14005の取得有無」の欄 (添付書類あり)

り)

次のア又はイに該当する場合のみ「1」を記入してください。ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21またはISO14005に係る評価は行いませんので、空白としてください。

ア 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等が一般財団法人持続性推進機構から、エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録を受けている場合で、次の条件を満たしていることを認証・登録証で確認できる場合。

- ① 建設業と関係する場所（例：営業所、建設資材の工場等）において認証を受けていること
- ② 建設業と関係する範囲の認証（例：総合建設業、工事積算、施設の設計・施工、メンテナンスなど）を受けていること

イ 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等がISO14005を認証取得している場合で、以下の条件を満たしていることを合格証等で確認できる場合。

- ① 建設業と関係する場所（例：営業所、建設資材の工場等）において認証を受けていること
- ② 建設業と関係する範囲の認証（例：総合建設業、工事積算、施設の設計・施工、メンテナンスなど）を受けていること

(2) 「17 エコアクション21の認証又は19 ISO14005の取得年月日」の欄

「16, 18」で記入した認証・登録年月日を記入してください。

(例) 「平成29年3月6日」の場合 →

4	2	9	年	0	3	月	0	6	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号は「昭和→3, 平成→4, 令和→5」で記入してください。

(3) 「20 建設業退職金共済加入の有無」の欄

建設業退職金共済に加入している場合のみ「1」を記入してください。

(4) 「21 障害者雇用の状況」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、以下の条件を満たしている場合のみ「1」を記入してください。（県外に主たる営業所がある場合は記入できません。）

雇用義務の有無を確認のうえ、下表の要件を満たす場合のみ記入し、添付書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.3%）を達成した者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・ 障害者を雇用する義務のない者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

(5) 「22 社会資本維持管理活動への貢献」の欄（添付書類なし）

広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバーの認定）を受けている場合のみ「1」を記入してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

（認定等に関するお問合せ先）

広島県土木建築局道路河川管理課 電話：082-513-3903

(6) 「23 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録」の欄（添付書類なし）

広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「1」を記入してください。

（それ以外の場合には記入しないでください。）

（登録等に関するお問合せ先）

(7) 「24 大規模災害時の協力建設事業者の登録」の欄（添付書類なし）

広島県に対して大規模災害時の協力建設事業者として登録されている場合のみ「1」を記入してください。

(8) 「25 消防団協力事業所の認定」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「1」を記入してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）
（県外に主たる営業所がある場合は記入できません。）

「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。

認定等に関する問合せは、各市町へお願いします。

(9) 「26 協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合、または、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合のみ「1」を記入してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

（県外に主たる営業所がある場合は記入できません。）

※ 協力雇用主の登録について

証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・84円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内
広島保護観察所 処遇部門 宛

（登録等に関するお問合せ先）広島保護観察所 電話：082-221-4651

※ 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録について

（登録等に関するお問合せ先）

（公財）暴力追放広島県民会議 電話：082-511-0110

(10) 商号又は名称等の変更事項

※ 経営事項審査申請書（経営状況分析申請書を含む。）提出後に、商号・名称、住所等に変更があった場合に、変更後の内容を記入してください。

※ 27~33までは、変更がない事項は記入しないでください。

※ 法人成引継ぎありの場合は、必ず「27」、「28」及び「29」に記入してください。

ア 「27 法人・個人の区分」の欄

(ア) 変更後の組織が法人の場合には、「1」を記入し、変更後の組織が個人の場合には、「2」を記入してください。

(イ) 個人から個人への引継ぎを行った場合、又は、有限会社と株式会社の相互間、合名会社と合資会社の相互間の組織変更など、建設業の変更届で処理される組織変更については、記入する必要はありません。

イ 「28 商号又は名称（フリガナ）」の欄

(ア) 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称のフリガナをカタカナで記入

し、濁点（「・」）及び半濁点（「゜」）については、1文字としないでください。

(イ) 株式会社など法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。

ウ 「29 商号又は名称（漢字等）」の欄

(ア) 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。

(イ) カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

(例) た" → 誤り

だ → 正

(ウ) 法人の種類を表す文字についても、次の略号を用いて「商号又は名称」の前又は後に記入してください。（それぞれの四角は記入欄のますを表す。）

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(例) 株式会社 = □(株)□

エ 「30 代表者氏名（漢字等）」の欄

代表者の氏名を、姓と名との間は1ます開けて記入してください。

(役職は記入しないで下さい。)

オ 「31 郵便番号」の欄

主たる営業所の郵便番号を、左詰めで記入してください。

カ 「32 主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体コード住所」により、該当する市区町村コードを記入してください。（6桁で表示されますので、必ず左から5桁分のみを記入してください。）

地方公共団体情報システム機構：

<https://www.j-lis.go.jp/index.html>

キ 「33 主たる営業所の所在地（漢字等）」の欄

「32」により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

(例1) 広島県広島市中区基町10番52号「広島県庁ビル6階」の場合

基	町	1	0	-	5	2													
広	島	県	庁	ビ	ル	6	階												

(例2) 広島県福山市東桜町3番5号の場合

東	桜	町	3	-	5														
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例3) 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1の場合

大	字	戸	河	内	7	8	4	-	1										
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 都道府県名・市町村名等は記入しないでください。

☆ 申請事務担当者欄

- ※ 当該申請書の作成等，申請事務を実際に担当した者の所属部署名，担当者氏名，連絡先の電話番号，FAX番号及び申請事務担当者メールアドレスを記入してください。
- ※ なお，行政書士等代理人の方が作成等された場合は，欄外の余白に作成者の氏名，連絡先の電話番号，FAX番号及びメールアドレスを記入してください。

4 委任先に関する調書〔様式第2号〕

江田島市及び江田島市企業局との契約締結権限を有する最寄りの営業所に関する情報を記入してください。

主たる営業所は記入しないでください。